

1. 理由書

常総市の公共下水道事業は、市内に処理場を持つ単独公共下水道である「内守谷公共下水道」(内守谷処理区)、「水海道中央公共下水道」(水海道処理区)、「大生郷特定公共下水道」(大生郷処理区)及び流域関連公共下水道である「常総市北部公共下水道」(石下処理区)の4つの公共下水道で構成されている。このうち水海道中央公共下水道は、平成6年度に都市計画決定、平成12年度及び平成22年度の2回の変更を経て現在に至っている。

下水道事業としては、水海道地区の市街化区域全域及び処理場に至る管路上の市街化調整区域集落を対象に整備を進めており、今後数年のうちに整備完了に至る見通しとなっている。

このような背景のもと、常総市の污水集合処理においては処理施設が多数建設、供用されていることから、今後、その維持管理が大きな課題となっている。経済が成長を続けると共に生活環境の改善が最優先の時代にあっては、地域性に応じた汚水処理事業の展開は有意義であったが、生活環境の改善が一定程度果たされると共に、人口や経済規模の緩やかな縮小が長期継続する時代にあっては、持続的な事業運営のためのコスト縮減への取り組みは必須と言える。こういった社会的な状況から、処理施設の統合や合理化を図る広域化・共同化計画の策定を含めた茨城県生活排水ベストプランの見直しが令和4年度に行われ、常総市では、公共下水道の処理施設のうち、内守谷浄化センターの機能を水海道浄化センターに統合することとした。このことから、内守谷処理区の汚水処理を水海道浄化センターで行うとともに、内守谷浄化センターを水海道浄化センターへ污水を圧送するための内守谷ポンプ場に改修し、雨水排除は引き続き鬼怒川に放流する計画とした。

一方で、首都圏中央連絡自動車道の開通に伴って常総市内でも産業系土地利用のニーズが高まっている。新たな投資は負担にもなるが、地域経済低迷の打破には必要なコストであり、長期的には収入が支出を上回るという観点から、常総市では積極的な産業用地の創出に取り組んでおり、既に常総IC周辺の開発が進み、常総市北部公共下水道への接続及び供用を開始したところである。今回、新たな開発区域として坂手工業団地隣接地約33.7haが具体化し、坂手工業団地東部地区として地区計画を策定し、工業系の土地利用を図るため、公共下水道による汚水処理及び雨水排除が必要となった。これらの計画は、令和6年度に利根川流域別下水道整備総合計画、令和7年度に常総市の下水道全体計画に反映したところである。

以上のことから、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与し、鬼怒川、小貝川及び八間堀川をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり都市計画を変更するものである。なお、本件と同時に内守谷公共下水道は廃止することとする。